

「わたしは大丈夫」と 思っていないませんか ～消費者トラブルにご注意を～

毎年5月は「消費者月間」となっており、消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を集中的に行います。平成 28 年度は、「みんなの強みを活かせ ～安全・安心な社会に一億総活躍～」を統一テーマとして掲げています。

消費者問題は、多種多様なケースがあります。子どもから高齢者まで誰もがトラブルに遭遇する可能性があり、「わたしは大丈夫。被害に遭わない自信がある」と思っている方こそ要注意です。

この月間を機会に、安全・安心で豊かな社会の実現に向けて、消費者問題について考えてみましょう。

注
目
情
報

大規模な震災発生後には、災害に便乗した点検商法やかたり商法などの悪質な勧誘トラブルが発生しています。その手口はさまざまであり、被災地だけでなく周辺の地域でも発生します。手口を知り、備えることが重要です。

過去の地震災害時に寄せられた相談事例

〈事例①〉見積りを依頼しただけで、契約とされてしまった屋根修理

雨漏りが心配だったので、震災で壊れた屋根をすぐに直したいと思い、電話帳で業者を探して連絡をした。「見積り無料」と書かれていたので、費用がどの程度かかるのか見てもらおうと思っていた。業者が来ると、勝手に屋根に上りブルーシートをかけられ、見積書も提示されず帰られてしまった。数日後、約 200 万円の契約書面を持ってきた。

〈事例②〉「被災地支援のため」というメールが競馬情報提供サイトへの勧誘だった

自宅のパソコンに「被災地支援のため」というタイトルのメールが届いた。本文を確認したところ、「大震災被災地の支援、競馬・支援の輪を広めよう」、「無料情報の提供あり」等と書かれており、競馬情報提供サイトへ誘導するアドレス（URL）が記載されていた。

対処方法

1. 修理工事等の契約は慎重に。複数の業者から見積りを取ったり周囲に相談したりして、すぐには決めない。
2. 被災者への親切心につけこむような怪しい話には乗らない。

誰もがトラブルに巻き込まれる可能性あり！

こんなトラブルが起きています

光回線サービス



大手電話会社を名乗り、電話がかかってきた。長年契約している会社だと思い、言われるままに光回線サービスの乗換えを行った。しかし、届いた登録完了通知を見ると大手電話会社とは別会社との契約だった。

通信販売の定期購入



通信販売で健康食品を注文し、数日後に代引きで届いた。その1か月後、同じ商品が届いたが、無料だと思い、受け取ってしまった。さらに1か月後、請求書とともに商品が届いた。驚いて業者に連絡をしたところ、定期購入になっていたと言われた。

電力小売全面自由化



電力会社の人が訪ねてきたのだと思い、言われるままに検針票を見せ、住所や氏名も伝えた。名刺を見ると、電力会社の社名ではなかったので電話すると「大手電力会社が供給する電気なので大丈夫ですよ」と言うだけで、詳しく説明してくれない。

ワンクリック詐欺



サイトを閲覧していた際に、1回クリックしただけで「契約が完了しました。登録料〇〇〇円」と表示され、その請求画面が消えない。

架空請求



覚えのないサイト利用料や商品の代金を請求するメールが届いた。こちらから連絡すると、個人情報を知られてしまった。

無料ゲームや占い



無料ゲームに夢中になり、有料アイテムを購入していた。無料占いサイトを試したら、鑑定結果が次々に届き、いつのまにか有料になっていた。

被害を防ぐためには…

- ① 商品やサービスの勧誘を受けた際は、契約内容をしっかりと確認しましょう。
- ② 通信販売を利用する際は、購入や返品の内容などをしっかりと確認しましょう。
- ③ 不審な電話や訪問があった際は、相手の社名や担当者名を確認しましょう。
- ④ 不当な請求には冷静に対応し、お金を支払わないようにしましょう。
- ⑤ 無料サイトや無料アプリには有料サービスへ誘導するものがあります。注意しましょう。

消費者ホットライン

い や や!
188

消費者トラブルを防ぐためには、ケースに応じた知識と対処が必要です。困ったときは、一人で抱え込まずに各機関へ相談してください。

消費者ホットライン（☎188）に電話すると、最寄りの相談窓口につながります。

お気軽にご相談ください

トラブルの解決を諦めてしまう方や、被害に気づいていない方も多数。相談は専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理に当たります。

相談窓口① 基山町消費生活相談窓口

相談受付日時	毎週金曜日 午前9時30分～午後3時30分
来所での相談受付場所	役場内会議室（事前に産業振興課までお問い合わせください）
電話相談	産業振興課 ☎92-7945（相談日のみ受付）

※日程と場所は「広報きやま」各月1日号の相談日一覧をご確認ください。

町では、毎週金曜日に消費生活相談日を設けています。相談は無料です。専門の相談員が応じ、相談内容などの個人情報には固く守られます。「恥ずかしい」「少額の被害だから」と思わずに、ぜひ一度お電話ください。また、不審な電話や訪問などの情報提供も受け付けています。

なお、各市町の消費生活センターや相談窓口は、原則、在住の方が対象となりますので、ご注意ください。

相談窓口② 佐賀県消費生活センター

相談受付日時	年末年始以外（月曜日は電話相談のみ）午前9時～午後5時
来所での相談受付場所	佐賀県消費生活センター（事前に電話で予約してください）
電話相談	佐賀県消費生活センター ☎0952-24-0999

● 県では、メールによる相談も受け付けています

県内にお住まいの方を対象に、メールによる相談を受け付けています。相談内容について折り返し電話で確認を行い、アドバイスをしています。メールでのアドバイスは行っていません。

「名前、性別、住所、電話番号、年齢、職業」を正確に記入し、下記のアドレスまで送信してください。佐賀県くらしの安全安心課（佐賀県消費生活センター）にメールが届きます。詳しくは佐賀県消費生活センターホームページをご覧ください。

メール相談受付アドレス → shouhisoudan@pref.saga.lg.jp

出前講座のご案内

県では、県内にお住まいの方を対象に、消費者問題の基礎について理解していただくため、講師派遣事業を行っています。

地域の勉強会や団体の研修会などの催しの際に、ぜひご利用ください。

講座テーマ（例）	①若者を狙う悪質商法について ②高齢者を狙う悪質商法について ③悪質商法の手口とその対処法 ※テーマは申込みの際にご相談ください。
受講者数	原則10名以上
講師	NPO法人消費生活相談員の会さが会員、佐賀県金融広報委員会広報アドバイザー、佐賀県くらしの安全安心課消費生活担当職員
派遣場所	佐賀県内
費用	不要（県で負担します）
申込み方法	申込書をFAX、郵送又はメールにて佐賀県くらしの安全安心課まで提出してください。開催希望日の1か月前までにお申し込みください。申込書のダウンロードや、詳しい提出先は佐賀県消費生活センターホームページをご覧ください。

※出前講座に関する問合せは… 佐賀県くらしの安全安心課消費相談啓発担当 ☎0952-25-7059